

## 住信 SBI ネット銀行スポーツくじ 特約

お客さまは、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」といいます。)が発売し、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)が販売するスポーツ振興投票券(以下「スポーツくじチケット」といいます。)に係る当社との取引(以下「住信 SBI ネット銀行スポーツくじ」といいます。)については、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

### 第 1 条(約款等の準用)

1. 住信 SBI ネット銀行スポーツくじの利用にあたり本規定に定めのない事項については、センターが定めるスポーツくじ約款およびスポーツくじチケットについてセンターが定める全ての約款、規定等(あわせて以下「スポーツくじ約款等」といいます。)およびスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成 10 年法律第 63 号、その後の改正を含みます。)、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成 14 年法律第 162 号、その後の改正を含みます。)および関係政省令その他スポーツくじチケットに係る法令(あわせて以下「関係法令」といいます。)が適用されます。
2. お客さまは、本規定、スポーツくじ約款等および関係法令を遵守するものとし、これらの規定に同意のうえ住信 SBI ネット銀行スポーツくじを利用するものとします。

### 第 2 条(用語の定義)

本規定で使用する用語の定義は、本規定で定義されるものを除いて、スポーツくじ約款で定めるものと同一とします。

### 第 3 条(住信 SBI ネット銀行スポーツくじ)

住信 SBI ネット銀行スポーツくじとは、スポーツくじチケットの販売に関して当社が提供する以下の各号に定めるサービスをいいます。

1. スポーツくじチケットの購入受付
2. 住信 SBI ネット銀行スポーツくじを通じて購入したスポーツくじチケットの購入代金の決済
3. 住信 SBI ネット銀行スポーツくじを通じて購入したスポーツくじチケットの払戻金または返還金の振込処理
4. 住信 SBI ネット銀行スポーツくじを通じて購入したスポーツくじチケットに関する情報の照会
5. その他、前各号に付帯して当社が提供するサービス

### 第 4 条(住信 SBI ネット銀行スポーツくじ会員登録)

1. お客さまは、住信 SBI ネット銀行スポーツくじの利用にあたり本規定に同意のうえ、当社所定の方法により会員登録手続きを行うものとします。
2. 当社は、会員登録の際に当社銀行取引規定第 8 条第 1 項に定める本人確認手続きが完了していることをもって、会員登録手続きがお客さま本人によってなされたものとみなします。なお、当社は、本項に定める取扱いによりお客さまに生じた如何なる不利益または損失についても、責任を負わないものとします。
3. 次のいずれかに該当するお客さまは会員登録手続きを行うことができません。
  - 19 歳未満のお客さま
  - 法人のお客さま
  - スポーツ振興投票の実施等に関する法律第 10 条またはスポーツくじ約款第 4 条第 2 項、第 3 項もしくは第 4 項に該当するお客さま

- 当社に代表口座をお持ちでないお客さま

### 第5条(投票方法)

お客さまが住信 SBI ネット銀行スポーツくじを利用して投票を行う場合、スポーツくじ約款で規定する投票方法にかえて、別途当社が指定する住信 SBI ネット銀行スポーツくじ専用の取引サイト(以下「取引サイト」といいます。)を利用するものとします。

### 第6条(投票内容の確認)

1. お客さまは、住信 SBI ネット銀行スポーツくじを利用してスポーツくじチケットを購入する場合、スポーツくじ約款の定めにかかわらず、投票した内容の確認を取引サイトにおいて行うものとします。なお、お客さまが次条の定めに従いスポーツくじチケットの購入申込手続きを完了した場合、お客さまが当該購入申込手続きに係る投票内容について、本条に定める確認を行ったものとみなします。
2. 投票内容の確認による購入申込手続き終了後は、第8条で規定する購入完了前であっても、理由の如何を問わず、当該投票内容について変更または取消をすることはできません。

### 第7条(スポーツくじチケット購入申込)

1. お客さまは、住信 SBI ネット銀行スポーツくじを利用してスポーツくじチケットを購入する場合、スポーツくじ約款の規定にかかわらず、当社所定の方法にて取引サイトで購入申込手続きを行い、スポーツくじチケットを購入するものとします。
2. お客さまは、メンテナンス等のために当社が住信 SBI ネット銀行スポーツくじに係るシステム(以下「当社システム」といいます。)を停止する時間帯を除き、センターが指定する期間(以下「販売期間」といいます。)中、取引サイトを通じて購入申込手続きを行い、スポーツくじチケットを購入することができます。なお、当社システムの障害が発生した場合やメンテナンスの必要がある場合等、やむをえない場合には、当社はお客さまに予告することなく当社システムを停止できるものとし、予告の有無を問わず、当社システムの停止に起因して発生した損害について一切責任を負いません。
3. スポーツくじチケット購入に係る購入金額および口数の上限については、スポーツくじ約款の定めるとおりとします。
4. 当社は、お客さまが住信 SBI ネット銀行スポーツくじの利用により取引サイトを通じて購入するスポーツくじチケットの代金を、購入申込と同時にお客さまが当社に開設する代表口座円普通預金より引き落とします。その場合において、お客さまの代表口座円普通預金の残高が購入申込を行うスポーツくじチケットの代金に満たない場合、また、何らかの事情でお客さまの代表口座円普通預金から引落しができない場合、当社は、スポーツくじチケットの購入手続きを行いません。
5. 当社は、スポーツくじチケットの購入申込手続きに際し、当社銀行取引規定第8条第1項に定める本人確認手続きが完了していることをもって、当該購入申込手続きがお客さま本人によってなされたものとみなします。
6. 当社は、お客さまの指示に基づいてお客さまが当社に開設する代表口座円普通預金からスポーツくじ購入代金の引落しを行うことにより、スポーツくじチケットの購入代金の決済を行うものとします。
7. 日本国外から本サービスを利用してスポーツくじチケットを購入することはできません。現地法令により罰せられる場合があります。日本国外からの購入であることが判明した場合には、スポーツくじ約款で定めるところに従って行われる解除等の措置その他国外から購入したことによってお客さまに生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。

**第8条(スポーツくじチケット購入完了)**

1. 住信 SBI ネット銀行スポーツくじにおけるスポーツくじチケットの購入は、前条に定める購入申込手続きを終了し、かつ、当該購入申込手続きに係る情報をセンターの所有するセンターシステムが受信し、正常に処理された時点で完了するものとします。
2. 前条に規定する購入申込手続き終了後、当社システムの不具合その他当社の責に帰すべき事由により、前項に定める購入完了とならなかった場合、スポーツくじチケットは発売されなかったものとみなします。この場合、当社は、当社所定の方法によりその旨お客さまに通知するとともに、スポーツくじ約款の規定にかかわらず、当該スポーツくじチケットに係るお客さまの購入代金を当社が定める期間内にお客さまが当社に開設する代表口座円普通預金に返還します。当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、かかる購入代金の返還以外の一切の責任を負わないものとします。

**第9条(スポーツくじチケット)**

1. 当社は、お客さまが住信 SBI ネット銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットについては、スポーツくじ約款の規定にかかわらず、本券、控券等の書面その他有形の媒体の引き渡し、およびスポーツくじチケットの購入代金について領収書等の発行はいたしません。
2. 当社を利用して購入されたスポーツくじチケット本券は、電磁的記録の作成をもって、その作成に代えることとし、当該電磁的記録は、センターが管理します。当社は、当社を利用して購入されたスポーツくじチケットの投票内容を、取引サイト上に当社の定める期間、表示するものとします。
3. お客さまは、住信 SBI ネット銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットに関してお客さまが有する権利(払戻金等に係る請求権を含みます。)を第三者に譲渡することはできません。

**第10条(結果等の表示)**

当社は、第5条に定める投票に係る結果の情報その他のセンターから提供された情報を取引サイトに掲載します。この場合、当社は、その内容に関して正確性、適切性または完全性について、一切の明示もしくは黙示の表明または保証を行うものではなく、当該情報によりお客さまが被った損害、損失その他の不利益についていかなる責任も負いません。お客さまは、お客さまが購入されたスポーツくじチケットに関する情報について、センターが公表する最新の公式情報を確認するものとします。

**第11条(払戻金の受取り)**

1. お客さまが住信 SBI ネット銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットの投票内容がスポーツくじ約款の定めに基づき公示された等級の種類いずれかに該当した場合、スポーツくじ約款の定めにかかわらず、当社はセンターの指示に基づき払戻金の支払い処理を行います。その場合、お客さまは、お客さまが当社に開設する代表口座円普通預金へ直接振り込まれる方法によって当該払戻金を受け取るものとします。
2. 払戻金は、原則として、センターの定める払戻開始日から3営業日後(営業日とは、銀行法に定める銀行の休日を除く日とします。)に入金されます。但し、払戻開始日および払戻期限は予定日であり、指定試合結果の確定の都合等、センターにより変更される場合があります。
3. お客さまが当社に開設する代表口座について入金停止措置がとられている場合等、払戻金の入金ができない状態であった場合には、お客さまは、前2項の定めに従い当該払戻金を受け取ることができません。この場合、当社は、センターに入金不能の旨を通知するものとします。

なお、お客さまご本人による請求があった場合には、別途センターが定める方法で払戻金を受け取ることができるものとします。

4. お客さまは、払戻期限までに請求しない場合、関係法令で定める時効により払戻金を受け取ることができなくなります。
5. 当社は、お客さまに対してセンターの指示に基づき払戻金を支払うものとし、かかる指示に従う限り、払戻金の支払に関連してお客さまに生じた損害について、当社は何ら責任を負わないものとします。

#### 第12条(返還金の受取り)

1. お客さまが住信 SBI ネット銀行スポーツくじを利用して購入したスポーツくじチケットがスポーツくじ約款の規定により発売されなかったとみなされた場合、当社は、スポーツくじ約款の規定にかかわらず、当該スポーツくじチケットに係るお客さまの購入金額をセンターが別途定める期間内にセンターの指示に基づきお客さまが当社に開設する代表口座円普通預金へ入金して返還します。
2. お客さまが当社に開設する代表口座について入金停止措置がとられている場合等、返還金の入金ができない状態であった場合には、お客さまは、前項の定めに従い返還金を受け取ることができません。この場合、当社は、センターに入金不能の旨を通知するものとします。なお、お客さまご本人による請求があった場合には、別途センターが定める方法で返還金を受け取ることができるものとします。
3. お客さまは、別途告知する返還開始日から1年を経過する日までに請求しない場合、関係法令で定める時効により返還金を受け取ることができなくなります。
4. 当社は、お客さまに対してセンターの指示に基づき返還金を支払うものとし、かかる指示に従う限り、返還金の支払に関連してお客さまに生じた損害について、当社は何ら責任を負わないものとします。

#### 第13条(住信 SBI ネット銀行スポーツくじ利用の終了)

1. お客さまは、住信 SBI ネット銀行スポーツくじの利用を終了する場合には、当社所定の方法により退会手続きを行うものとします。
2. 当社は、お客さまが本規定、スポーツくじ約款等または関係法令の定め違反していることが判明した場合、何らの催告または事前の通知なく、ただちに住信 SBI ネット銀行スポーツくじの全部または一部の利用を終了させ、その旨をセンターに通知することができるものとします。
3. 本条に基づき住信 SBI ネット銀行スポーツくじの利用を終了したことによりお客さまに損害等が発生しても、当社は一切責任を負いません。

#### 第14条(サービスの終了)

当社は、当社 WEB サイトに一定期間告知することにより、住信 SBI ネット銀行スポーツくじの提供を変更、終了または中止することができるものとします。なお、本条に基づき当社が住信 SBI ネット銀行スポーツくじを変更、終了または中止したことによりお客さまに損害等が発生しても、当社およびセンターは一切責任を負いません。

#### 第15条(個人情報)

1. 住信 SBI ネット銀行スポーツくじの利用に関して当社が保有するお客さまの個人情報の取扱いについては、スポーツくじ約款の規定にかかわらず、本条が適用されます。
2. 当社は、当社が保有するお客さまの個人情報について、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報のお取扱いについて」に従い取り扱います。

3. 「個人情報保護方針」および「個人情報のお取り扱いについて」は、当社 WEB サイト上に掲示します。
4. 当社は、スポーツくじチケットの販売、払戻金および返還金の支払いおよびスポーツ振興投票に係るマーケティングを目的とした統計データ作成のために、当社が保有するお客さまの個人情報のうち、払戻金または返還金の受取先の口座情報、お客さまを識別するための登録番号、氏名、住所、電話番号その他当社が住信 SBI ネット銀行スポーツくじを提供するために必要な範囲内で当該情報をセンターまたはその委託先に提供するものとし、お客さまは予め承諾するものとします。

#### 第 16 条(変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

#### 第 17 条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

以上